

京都市京北農林事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市京北農林事務所規則の一部を改正する規則

京都市京北農林事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

事務所に次の職員を置く。

所長

農政係長

林政係長

施設係長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「担当課長,」を削る。

第3条第2項を削り,同条第3項を同条第2項とし,同項の次に次の1項を加える。

- 3 担当課長補佐,係長及び担当係長は,上司の命を受け,担当事務を処理し,補佐職員があるときは,これを指揮監督する。

第4条ただし書を削る。

第6条中「,担当課長」を削る。

附 則

この規則は,平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)